

狭山差別裁判糾弾し、第三次再審で石川一雄さんの完全無罪をかちとる決議

本年で石川一雄さんが第三次再審を申し立てから10年になります。

この間、全証拠開示のねばり強いたたかいで、新たに開示された証拠は185点、また弁護団が提出した新証拠は177点となります。この中には無実を示す決定的な証拠である2010年5月に開示された逮捕当日の石川さんの上申書が含まれており、この上申書によって「自白」をはなれた唯一の物証である「脅迫状」が、石川さんの書いたものではないことが決定的に明らかになりました。他にも万年筆の発見場所が、石川さんが書いた略図に捜査官が後から書き加え改ざんしたものであることなど、数多くの新証拠が提出されています。しかし、未だに東京高裁は事実調べ・再審をおこなわず、検察は、積み上げれば2～3メートルにもなると言われる証拠を隠し持ったままです。

昨年6月、新たに7人目の裁判官として植村稔裁判長が就任しました。検察は、植村裁判長の下で証拠開示について「不見当」「必要性・関連性がない」を連発し、開示拒否の姿勢を強めています。検察の居直りとともに、それを追認している植村裁判長を徹底的に弾劾しなければなりません。植村裁判長は、ただちに事実調べ・再審を開始するべきであり、全証拠開示について検察に命令しなければならないはずで

す。石川さんは、本年の年頭アピールで、最高裁がこれまで事実調べもおこなわず3度も棄却決定したことを弾劾し、「その傘下にあるのが東京高等裁判所であってみれば、私は此処で大きな警鐘を鳴らさずにはおれません」と、第三次再審闘争がいま最大の山場にあることを鋭く指摘し、「正に生死を分けた闘い」と不退転の決意を表明しています。

まさしく狭山闘争は、これまで数多くの無実の証拠を事実調べもせず闇に葬り、差別裁判を維持してきた裁判所＝国家権力との非和解の闘いです。

狭山差別裁判は、国家による部落差別であり、階級分断攻撃です。1974年第一審寺尾判決は、一審浦和地裁死刑判決の事実認定をそのまま踏襲した差別判決であり、それはまた、裁判所を包囲した11万人にも及ぶ労働者の階級的な決起に対する恐怖と反動の攻撃でした。狭山裁判糾弾のたたかいが、部落差別を打ち破って階級的団結の砦となったのです。それゆえ、寺尾判決は徹底的に支配階級の階級意思にもとずいた政治判決であり、私たちは断じて認めるわけにはいきません。

しかし、石川一雄さんを先頭とする狭山闘争は、寺尾判決を打ち破って、階級の団結の要として闘い抜かれてきました。昨年石川さんは、安倍政権による安保戦争法との闘いのなかで第二審「最終意見陳述」を公表し、狭山闘争が国家権力との闘いであることを鮮烈に明らかにしました。「戦争と革命」の時代に、狭山闘争は階級的団結の砦として、新自由主義との攻防の最前線で、敢然と立ち向かっているのです。

私たちは、狭山闘争の勝利に向かって、あらゆる狭山闘争解体・破壊攻撃を許さず、狭山闘争を闘い抜きます。階級的労働運動の力で狭山闘争の勝利を必ずかちとることを決意します。第三次再審で事実調べ・再審開始、全証拠開示の実現します。全国水平同盟はその最先頭で闘い抜きます。以上、決議します。

2016年6月12日

全国水平同盟第5回大会